

## 日本チリ経済連携協定（EPA）付属書 2 品目別原産地規則

独立行政法人 日本貿易振興機構 サンティアゴ事務所編

本資料は外務省より許可を得て日本チリ経済連携協定（EPA）付属書 2 品目別原産地規則を編集し本ウェブサイトに掲載しています。

ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

なお、外務省が発表した原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_chile/pdfs/kyotei.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/kyotei.pdf)

## 附属書二（第四章関係） 品目別規則

### 第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の產品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
  - (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
  - (c) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。
  - (d) 次の定義を適用する。
    - 「部」とは、統一システムの部をいう。
    - 「類」とは、統一システムの類をいう。
    - 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁<sup>けた</sup>をいう。
    - 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁<sup>けた</sup>をいう。
    - 「控除方式」とは、第三十条 1 (a) に規定する計算式をいう。
    - 「積上げ方式」とは、同条 1 (b) に規定する計算式をいう。
  - (e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
  - (f) 第三十二条に規定する特定の割合であって、產品の生産に使用される非原産材料(関連する関税分類の変更が行われないものに限る。) の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
    - ( ) 統一システムの第一九類、第二〇〇一・一〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇八・九九号から第二〇〇九・九〇号までの各号及び第二一類に規定する產品については、当該產品の価額の七パ - セント
    - ( ) 統一システムの第二〇〇八・九二号、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する產品については、当該產品の価額の十パ - セント
    - ( ) 統一システムの第五 類から第六三類までの各類に規定する產品については、当該產品の重量の七パ - セント
- 注釈 1 「非原産材料の価額」とは、第三十一条の規定に従って決定される価額をいう。
- 注釈 2 「当該產品の価額」とは、第三十条 1 に規定する產品の取引価額又は同条 2 に規定する価額をいう。

[第 30 条](#)、[第 31 条](#)、[第 32 条](#)

	品目分類名	HS コード
第 1 部	動物	HS 01.01 ~ 05.11
第 2 部	植物性生産品	HS 06.01 ~ 14.04
第 3 部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性ろう	HS 15.01 ~ 15.22
第 4 部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	HS 16.01 ~ 24.03
第 5 部	鉱物性生産品	HS 25.01 ~ 27.15
第 6 部	化学工業（類似の工業を含む。）の生産品	HS 28.01 ~ 38.25
第 7 部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	HS 39.01 ~ 40.17
第 8 部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	HS 41.01 ~ 43.04
第 9 部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	HS 44.01 ~ 46.02
第 10 部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	HS 47.01 ~ 49.11
第 11 部	紡織用繊維及びその製品	HS 50.01 ~ 63.10
第 12 部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	HS 64.01 ~ 67.04
第 13 部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製	HS 68.10 ~ 70.20
第 14 部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	HS 71.01 ~ 71.18
第 15 部	卑金属及びその製品	HS 72.01 ~ 83.11
第 16 部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	HS 84.01 ~ 85.48
第 17 部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	HS 86.01 ~ 89.08
第 18 部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	HS 90.01 ~ 92.09
第 19 部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	HS 93.01 ~ 93.07
第 20 部	雑品	HS 94.01 ~ 96.18
第 21 部	美術品、収集品及びこっとう	HS 97.01 ~ 97.06

**第 1 部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第 1 類から第 5 類まで）**

**第 1 類 動物（生きているものに限る。）**

01.01-01.06	第 01.01 項から第 01.06 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

**第 2 類 肉及び食用のくず肉**

02.01-02.10	第 02.01 項から第 02.10 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 (第 1 類の材料からの変更を除く。)
-------------	--

**第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物**

03.01-03.07	第 03.01 項から第 03.07 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

**第 4 類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品**

04.01-04.10	第 04.01 項から第 04.10 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

**第 5 類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）**

05.01-05.11	第 05.01 項から第 05.11 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

## 第 2 部 植物性生産品（第 6 類から第 14 類まで）

### 注釈

種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の植物の部分であって、第三国から輸入したもののから、締約国において栽培される農産品及び園芸品は、当該締約国の原産品とする。

### 第 6 類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

06.01-06.04	第 06.01 項から第 06.04 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

### 第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎

07.01-07.14	第 07.01 項から第 07.14 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

### 第 8 類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

08.01-08.14	第 08.01 項から第 08.14 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

### 第 9 類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

09.01-09.10	第 09.01 項から第 09.10 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

### 第 10 類 穀物

10.01-10.08	第 10.01 項から第 10.08 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

### 第 11 類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

11.01	第 11.01 項の産品への他の類の材料からの変更（第 10.01 項の材料からの変更を除く。）
11.02-11.04	第 11.02 項から第 11.04 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
11.05	第 11.05 項の産品への他の類の材料からの変更（第 07.01 項、第 07.10 項又は第 07.12 項の材料からの変更を除く。）

1106.10	第 1106.10 号の産品への他の類の材料からの変更
1106.20	第 1106.20 号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.14 項の材料からの変更を除く。）
1106.30	第 1106.30 号の産品への他の類の材料からの変更（第 8 類の材料からの変更を除く。）
11.07-11.09	第 11.07 項から第 11.09 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

12.01-12.14	第 12.01 項から第 12.14 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

第 13 類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

13.01-13.02	第 13.01 項又は第 13.02 項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	--------------------------------------

第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

14.01-14.04	第 14.01 項から第 14.04 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

**第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第15類）**

**第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう**

15.01-15.22	第15.01項から第15.22項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

**第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第16類から第24類まで）**

**第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品**

16.01	第16.01項の産品への他の類の材料からの変更(第1類又は第2類の材料からの変更を除く。)
1602.10-1602.20	第1602.10号又は第1602.20号の産品への他の類の材料からの変更
1602.31-1602.90	第1602.31号から第1602.90号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第1類又は第2類の材料からの変更を除く。)
16.03	第16.03項の産品への他の類の材料からの変更
16.04-16.05	第16.04項又は第16.05項の産品への他の類の材料からの変更(第3類の材料からの変更を除く。)

**第17類 糖類及び砂糖菓子**

17.01	第17.01項の産品への他の類の材料からの変更(第12.12項の材料からの変更を除く。)
1702.11-1702.19	第1702.11号又は第1702.19号の産品への他の類の材料からの変更(第04.01項から第04.04項までの各項の材料からの変更を除く。)
1702.20-1702.90	第1702.20号から第1702.90号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
17.03	第17.03項の産品への他の類の材料からの変更(第12.12項の材料からの変更を除く。)
17.04	第17.04項の産品への他の項の材料からの変更

**第18類 ココア及びその調製品**

18.01-18.05	第18.01項から第18.05項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
18.06	第18.06項の産品への他の項の材料からの変更

**第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品**

19.01-19.02	第19.01項又は第19.02項の産品への他の類の材料からの変更
19.03	第19.03項の産品への他の類の材料からの変更(第11.08項の材料からの変更を除く。)
1904.10-1905.31	第1904.10号から第1905.31号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
1905.32	第1905.32号の産品への他の類の材料からの変更(第10.01項、第10.08項、第11.01項から第11.04項までの各項、第11.08項又は第11.09項の材料からの変更を除く。)

1905.40	第 1905.40 号の産品への他の類の材料からの変更
1905.90	第 1905.90 号の産品への他の類の材料からの変更（第 4 類、第 10 類、第 11 類又は第 21 類の材料からの変更を除く。）

第 20 類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2001.10	第 2001.10 号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.07 項又は第 07.10 項から第 07.12 項までの各項の材料からの変更を除く。）
2001.90	第 2001.90 号の産品への他の類の材料からの変更（第 7 類又は第 8 類の材料からの変更を除く。）
2002.10	第 2002.10 号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.02 項又は第 07.10 項から第 07.12 項までの各項の材料からの変更を除く。）
2002.90	第 2002.90 号の産品への他の類の材料からの変更（第 7 類の材料からの変更を除く。）
2003.10-2003.90	第 2003.10 号から第 2003.90 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.09 項から第 07.12 項までの各項の材料からの変更を除く。）
2004.10	第 2004.10 号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.01 項又は第 07.10 項から第 07.12 項までの各項の材料からの変更を除く。）
2004.90-2005.10	第 2004.90 号又は第 2005.10 号の産品への他の類の材料からの変更（第 7 類の材料からの変更を除く。）
2005.20	第 2005.20 号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.01 項又は第 07.10 項から第 07.12 項までの各項の材料からの変更を除く。）
2005.40-2005.59	第 2005.40 号から第 2005.59 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.08 項又は第 07.10 項から第 07.13 項までの各項の材料からの変更を除く。）
2005.60-2005.80	第 2005.60 号から第 2005.80 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.09 項から第 07.12 項までの各項の材料からの変更を除く。）
2005.90	第 2005.90 号の産品への他の類の材料からの変更（第 7 類の材料からの変更を除く。）
20.06-20.07	第 20.06 項又は第 20.07 項の産品への他の類の材料からの変更（第 7 類又は第 8 類の材料からの変更を除く。）
2008.11	第 2008.11 号の産品への他の類の材料からの変更（第 12.02 項の材料からの変更を除く。）
2008.19	第 2008.19 号の産品（混合したもの）への他の類の材料からの変更 第 2008.19 号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更（第 08.01 項、第 08.02 項又は第 08.11 項から第 08.13 項までの各項の材料

	からの変更を除く。)
2008.20	第 2008.20 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.04 項、第 08.11 項又は第 08.12 項の材料からの変更を除く。)
2008.30	第 2008.30 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.05 項、第 08.11 項又は第 08.12 項の材料からの変更を除く。)
2008.40	第 2008.40 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.08 項又は第 08.11 項から第 08.13 項までの各項の材料からの変更を除く。)
2008.50-2008.70	第 2008.50 号から第 2008.70 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.09 項又は第 08.11 項から第 08.13 項までの各項の材料からの変更を除く。)
2008.80	第 2008.80 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.10 項から第 08.13 項までの各項の材料からの変更を除く。)
2008.91	第 2008.91 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.01 項、第 08.11 項又は第 08.12 項の材料からの変更を除く。)
2008.92	第 2008.92 号の産品への他の類の材料からの変更(第 8 類の材料からの変更を除く。)
2008.99	第 2008.99 号の産品への他の類の材料からの変更(第 7 類又は第 8 類の材料からの変更を除く。)
2009.11-2009.39	第 2009.11 号から第 2009.39 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.05 項、第 08.11 項又は第 08.12 項の材料からの変更を除く。)
2009.41-2009.49	第 2009.41 号又は第 2009.49 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.04 項、第 08.11 項又は第 08.12 項の材料からの変更を除く。)
2009.50	第 2009.50 号の産品への他の類の材料からの変更(第 07.02 項の材料からの変更を除く。)
2009.61-2009.69	第 2009.61 号又は第 2009.69 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.06 項、第 08.11 項又は第 08.12 項の材料からの変更を除く。)
2009.71	第 2009.71 号の産品への他の類の材料からの変更(第 08.08 項、第 08.11 項又は第 08.12 項の材料からの変更を除く。)
2009.79	第 2009.79 号の産品への他の類の材料からの変更(第 8 類の材料からの変更を除く。)
2009.80	第 2009.80 号の産品への他の類の材料からの変更(第 7 類又は第 8 類の材料からの変更を除く。)
2009.90	第 2009.90 号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が 70 パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は 5 + 5 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること。

第 21 類 各種の調製食料品

2101.11	第 2101.11 号の産品への他の類の材料からの変更（第 17.01 項又は第 17.02 項の材料からの変更を除く。）
2101.12-2101.20	第 2101.12 号又は第 2101.20 号の産品への他の類の材料からの変更（第 04.01 項から第 04.04 項までの各々又は第 19.01 項の材料からの変更を除く。）
2101.30-2103.10	第 2101.30 号から第 2103.10 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
2103.20	第 2103.20 号の産品への他の類の材料からの変更（第 07.02 項又は第 20.02 項の材料からの変更を除く。）
2103.30	第 2103.30 号の産品への他の類の材料からの変更
2103.90	第 2103.90 号の産品（インスタントカレーその他のカレー調製品）への他の号の材料からの変更 第 2103.90 号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更
21.04	第 21.04 項の産品への他の類の材料からの変更（第 7 類又は第 20 類の材料からの変更を除く。）
2105.00-2106.10	第 2105.00 号又は第 2106.10 号の産品への他の類の材料からの変更
2106.90	第 2106.90 号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が 40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第 22 類 飲料、アルコール及び食酢

2201.10-2202.10	第 2201.10 号から第 2202.10 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
2202.90	第 2202.90 号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が 40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。
22.03	第 22.03 項の産品への他の類の材料からの変更
22.04-22.06	第 22.04 項から第 22.06 項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第 8 類又は第 20 類の材料からの変更を除く。）
22.07	第 22.07 項の産品への他の類の材料からの変更
2208.20-2208.30	第 2208.20 号若しくは第 2208.30 号の産品への他の項の材料からの変更（第 22.07 項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が 40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2208.20 号又は第 2208.30 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
2208.40-2208.60	第 2208.40 号から第 2208.60 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第 22.07 項の材料からの変更を除く。）

2208.70	第 2208.70 号の産品への他の項の材料からの変更（第 22.07 項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が 40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2208.70 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
2208.90	第 2208.90 号の産品（合成清酒又は料理用酒（みりん））への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が 40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。 第 2208.90 号の産品（飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が 1 パーセント未満のものに限る。））への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が 70 パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は 55 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。 第 2208.90 号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第 22.07 項の材料からの変更を除く。）
22.09	第 22.09 項の産品への他の類の材料からの変更

第 23 類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

23.01-23.08	第 23.01 項から第 23.08 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
23.09	第 23.09 項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が 40 パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品

2401.10-2401.20	第 2401.10 号又は第 2401.20 号の産品への他の類の材料からの変更
2401.30	第 2401.30 号の産品への他の号の材料からの変更
24.02-24.03	第 24.02 項又は第 24.03 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

## 第 5 部 鉱物性生産品（第 25 類から第 27 類まで）

### 第 25 類 塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント

25.01-25.19	第 25.01 項から第 25.19 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
2520.10	第 2520.10 号の産品への他の類の材料からの変更
2520.20	第 2520.20 号の産品への他の項の材料からの変更
25.21	第 25.21 項の産品への他の類の材料からの変更
25.22-25.23	第 25.22 項又は第 25.23 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
2524.00-2525.20	第 2524.00 号から第 2525.20 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
2525.30	第 2525.30 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 2525.30 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
25.26-25.30	第 25.26 項から第 25.30 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

### 第 26 類 鉱石、スラグ及び灰

26.01-26.17	第 26.01 項から第 26.17 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
26.18-26.21	第 26.18 項から第 26.21 項までの各項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 26.18 項から第 26.21 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

### 第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

2701.11-2701.19	第 2701.11 号から第 2701.19 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
2701.20	第 2701.20 号の産品への他の項の材料からの変更
27.02-27.03	第 27.02 項又は第 27.03 項の産品への他の類の材料からの変更
27.04-27.09	第 27.04 項から第 27.09 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
2710.11-2710.19	第 2710.11 号若しくは第 2710.19 号の産品への他の項の材料

	<p>からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2710.11 号又は第 2710.19 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
2710.91-2710.99	<p>第 2710.91 号又は第 2710.99 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 2710.91 号又は第 2710.99 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
27.11-27.13	<p>第 27.11 項から第 27.13 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
27.14	<p>第 27.14 項の産品への他の類の材料からの変更</p>
27.15	<p>第 27.15 項の産品への他の項の材料からの変更</p>

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

## 第 6 部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第 28 類から第 38 類まで）

### 注釈

第 28 類から第 38 類までの各級の適用上、

(a)「化学反応」とは、1 の工程（生化学的工業を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)水その他の溶媒への溶解

(ii)溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)結晶水の追加又は除去

(b)「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)存在する不純物の含有量の 80 パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)1 又は 2 以上の次の応用に直接適する製品をもたらす工程

(A)医薬用、医療用、化粧品用、獣医用又は食品等級の物質

(B)分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D)特殊光学的用途

(E)生物工学的用途

(F)分離工程において用いる支持体

(G)原子力等級用途

(c)「異性体分離」とは、異性体の混合物からの 1 の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺

(i)伝子の改変

(ii)細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

2801.10-2804.50	第 2801.10 号から第 2804.50 号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方
-----------------	--

	<p>式を用いる場合)であること(第 2801.10 号から第 2804.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2801.10 号から第 2804.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>2804.612804.69 第 2804.61 号若しくは第 2804.69 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2804.61 号又は第 2804.69 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2804.61 号又は第 2804.69 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
2804.70-2842.90	<p>第 2804.70 号から第 2842.90 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2804.70 号から第 2842.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2804.70 号から第 2842.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>2843.102843.90 第 2843.10 号から第 2843.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2843.10 号から第 2843.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2843.10 号から第 2843.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
28.44-28.51	<p>第 28.44 項から第 28.51 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料</p> <p>からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 28.44 項から第 28.51 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行</p>

	われること(第 28.44 項から第 28.51 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
--	--

第 29 類 有機化学品

2901.10-2905.42	第 2901.10 号から第 2905.42 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2901.10 号から第 2905.42 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2901.10 号から第 2905.42 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
2905.43-2905.45	第 2905.43 号から第 2905.45 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2905.43 号から第 2905.45 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
2905.49-2905.59	第 2905.49 号から第 2905.59 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2905.49 号から第 2905.59 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2905.49 号から第 2905.59 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
2906.11	第 2906.11 号の産品への他の類の材料からの変更(第 33 類の材料からの変更を除く。)
2906.12-2910.90	第 2906.12 号から第 2910.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2906.12 号から第 2910.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2906.12 号から第 2910.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

29.11	第 29.11 項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 29.11 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 29.11 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
2912.11-2912.60	第 2912.11 号から第 2912.60 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2912.11 号から第 2912.60 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2912.11 号から第 2912.60 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
29.13	第 29.13 項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 29.13 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 29.13 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
2914.11-2914.19	第 2914.11 号から第 2914.19 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2914.11 号から第 2914.19 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2914.11 号から第 2914.19 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
2914.21	第 2914.21 号の産品への他の号の材料からの変更
2914.22-2918.13	第 2914.22 号から第 2918.13 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2914.22 号から第 2918.13 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材

2918.16-2918.90	<p>料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2914.22 号から第 2918.13 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>2918.14 2918.15 第 2918.14 号又は第 2918.15 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>
29.19	<p>第 2918.16 号から第 2918.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2918.16 号から第 2918.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2918.16 号から第 2918.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
2920.10-2922.41	<p>第 29.19 項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 29.19 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 29.19 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
2922.42	<p>第 2920.10 号から第 2922.41 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2920.10 号から第 2922.41 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2920.10 号から第 2922.41 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
2922.43-2923.10	<p>第 2922.42 号の産品への他の号の材料からの変更</p> <p>第 2922.43 号から第 2923.10 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2922.43 号から第 2923.10 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2922.43 号から第 2923.10 号まで</p>

2923.20	の各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第 2923.20 号の産品への他の号の材料からの変更
2923.90-2924.24	第 2923.90 号から第 2924.24 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2923.90 号から第 2924.24 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2923.90 号から第 2924.24 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
2924.29	第 2924.29 号の産品への他の号の材料からの変更
2925.11-2926.90	第 2925.11 号から第 2926.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2925.11 号から第 2926.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2925.11 号から第 2926.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
29.27-29.28	第 29.27 項若しくは第 29.28 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 29.27 項又は第 29.28 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 29.27 項又は第 29.28 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
2929.10-2930.90	第 2929.10 号から第 2930.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2929.10 号から第 2930.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2929.10 号から第 2930.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
29.31	第 29.31 項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45

	<p>パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 29.31 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 29.31 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
2932.11-2934.99	<p>第 2932.11 号から第 2934.99 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2932.11 号から第 2934.99 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2932.11 号から第 2934.99 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
29.35	<p>第 29.35 項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 29.35 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 29.35 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
2936.10-2938.10	<p>第 2936.10 号から第 2938.10 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2936.10 号から第 2938.10 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 2936.10 号から第 2938.10 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
2938.90	<p>第 2938.90 号の産品への他の号の材料からの変更</p>
2939.11-2939.99	<p>第 2939.11 号から第 2939.99 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 2939.11 号から第 2939.99 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料に</p>

29.40	<p>ついて、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2939.11 号から第 2939.99 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第 29.40 項の産品への他の項の材料からの変更</p>
2941.10-2941.90	<p>第 2941.10 号から第 2941.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 2941.10 号から第 2941.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 2941.10 号から第 2941.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
29.42	<p>第 29.42 項の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 29.42 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 29.42 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

### 第 30 類 医療用品

30.01-30.03	<p>第 30.01 項から第 30.03 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 30.01 項から第 30.03 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 30.01 項から第 30.03 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
30.04	<p>第 30.04 項の産品への他の項の材料からの変更(第 30.03 項の材料からの変更を除く。)、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 30.04 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 30.04 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

3005.10-3006.70	<p>第 3005.10 号から第 3006.70 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3005.10 号から第 3006.70 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3005.10 号から第 3006.70 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p> <p>3006.80 第 3006.80 号の産品が第 209 条に定める締約国で完全に得られ、又は生産される産品であること（第 3006.80 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
-----------------	--

### 第 31 類 肥料

31.01-31.05	<p>第 31.01 項から第 31.05 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 31.01 項から第 31.05 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 31.01 項から第 31.05 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
-------------	---

### 第 32 類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

3201.10-3201.20	<p>第 3201.10 号若しくは第 3201.20 号の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3201.10 号又は第 3201.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3201.10 号又は第 3201.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
3201.90	第 3201.90 号の産品への他の号の材料からの変更
32.02-32.05	<p>第 32.02 項から第 32.05 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）</p>

32.06	<p>であること(第 32.02 項から第 32.05 項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 32.02 項から第 32.05 項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第 32.06 項の産品への他の項の材料からの変更(第 28 類の材料からの変更を除く。)原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 32.06 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 32.06 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
32.07-32.15	<p>第 32.07 項から第 32.15 項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 32.07 項から第 32.15 項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 32.07 項から第 32.15 項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第 33 類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

33.01	<p>第 33.01 項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 33.01 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
33.02-33.07	<p>第 33.02 項から第 33.07 項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 33.02 項から第 33.07 項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 33.02 項から第 33.07 項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第 34 類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

34.01-34.07	第 34.01 項から第 34.07 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 34.01 項から第 34.07 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 34.01 項から第 34.07 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
-------------	--

第 35 類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素こう

3501.10-3501.90	第 3501.10 号又は第 3501.90 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
3502.11-3502.19	第 3502.11 号又は第 3502.19 号の産品への他の類の材料からの変更（第 4 類の材料からの変更を除く。）
3502.20-3502.90	第 3502.20 号又は第 3502.90 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
35.03-35.05	第 35.03 項から第 35.05 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
35.06-35.07	第 35.06 項若しくは第 35.07 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 35.06 項又は第 35.07 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 35.06 項又は第 35.07 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

第 36 類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

36.01-36.06	第 36.01 項から第 36.06 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 36.01 項から第 36.06 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生
-------------	--

	物工学的工程が行われること（第 36.01 項から第 36.06 項までの各 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
--	--

第 37 類 写真用又は映画用の材料

37.01-37.03	第 37.01 項から第 37.03 項までの各項の産品への他の類の材料から の変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場 合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であ ること（第 37.01 項から第 37.03 項までの各項の産品への関税分類 の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、 締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工 程が行われること（第 37.01 項から第 37.03 項までの各項の産品へ の関税分類の変更を必要としない。）
37.04-37.07	第 37.04 項から第 37.07 項までの各項の産品への当該各項以外の項 の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式 を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる 場合）であること（第 37.04 項から第 37.07 項までの各項の産品へ の関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料 について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生 物工学的工程が行われること（第 37.04 項から第 37.07 項までの各 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

第 38 類 各種の化学工業生産品

3801.10-3801.90	第 3801.10 号から第 3801.90 号までの各号の産品への当該各号以外 の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除 方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用 いる場合）であること（第 3801.10 号から第 3801.90 号までの各号 の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非 原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若 しくは生物工学的工程が行われること（第 3801.10 号から第 3801.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
3802.10	第 3802.10 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割 合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パー セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3802.10 号 の産品への関税分類の変更を必要としない。）

3802.90-3804.00	第 3802.90 号から第 3804.00 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3802.90 号から第 3804.00 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3802.90 号から第 3804.00 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
3805.10-3805.20	第 3805.10 号若しくは第 3805.20 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3805.10 号又は第 3805.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
3805.90	第 3805.90 号の産品への他の号の材料からの変更
3806.10-3806.20	第 3806.10 号若しくは第 3806.20 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3806.10 号又は第 3806.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
3806.30	第 3806.30 号の産品への他の号の材料からの変更
3806.90	第 3806.90 号の産品への他の号の材料からの変更又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3806.90 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
38.07-38.08	第 38.07 項若しくは第 38.08 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 38.07 項又は第 38.08 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 38.07 項又は第 38.08 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
3809.10	第 3809.10 号の産品への他の項の材料からの変更（第 11 類又は第 35 類の材料からの変更を除く。）
3809.91-3814.00	第 3809.91 号から第 3814.00 号までの各号の産品への当該各号が属

	<p>する項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3809.91 号から第 3814.00 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3809.91 号から第 3814.00 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
3815.11-3815.90	<p>第 3815.11 号から第 3815.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3815.11 号から第 3815.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3815.11 号から第 3815.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
38.16-38.22	<p>第 38.16 項から第 38.22 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 38.16 項から第 38.22 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 38.16 項から第 38.22 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
38.23	<p>第 38.23 項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 38.23 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
3824.10-3824.50	<p>第 3824.10 号から第 3824.50 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3824.10 号から第 3824.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3824.10 号から第 3824.50 号までの</p>

3824.60	各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
3824.71-3824.90	第 3824.60 号の産品への他の号の材料からの変更 第 3824.71 号から第 3824.90 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 3824.71 号から第 3824.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 3824.71 号から第 3824.90 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
38.25	第 38.25 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 38.25 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

## 第 7 部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第 39 類及び第 40 類）

### 注釈

第 39 類又は第 40 類の適用上、

(a) 「化学反応」とは、1 の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i) 水その他の溶媒への溶解

(ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii) 結晶水の追加又は除去

(b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i) 存在する不純物の含有量の 80 パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii) 1 又は 2 以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D) 特殊光学的用途

(E) 生物工学的用途

(F) 分離工程において用いる支持体

(G) 原子力等級用途

(c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの 1 の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

### 第 39 類 プラスチック及びその製品

39.01-39.26	第 39.01 項から第 39.26 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 39.01 項から第 39.26 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程
-------------	--

	が行われること(第 39.01 項から第 39.26 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
--	--

第 40 類 ゴム及びその製品

4001.10	第 4001.10 号の産品への他の類の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 4001.10 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 4001.10 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
4001.21-4001.29	第 4001.21 号若しくは第 4001.29 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 4001.21 号又は第 4001.29 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 4001.21 号又は第 4001.29 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
4001.30	第 4001.30 号の産品への他の類の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 4001.30 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 4001.30 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
40.02-40.03	第 40.02 項若しくは第 40.03 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 40.02 項又は第 40.03 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第 40.02 項又は第 40.03 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
40.04	第 40.04 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第 40.04 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
40.05-40.11	第 40.05 項から第 40.11 項までの各項の産品への当該各項以外の項の

	<p>材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 40.05 項から第 40.11 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 40.05 項から第 40.11 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
4012.11-4012.19	<p>第 4012.11 号から第 4012.19 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 4012.11 号から第 4012.19 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 4012.11 号から第 4012.19 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
4012.20	<p>第 4012.20 号の産品への他の項の材料からの変更又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 4012.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
4012.90	<p>第 4012.90 号の産品への他の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 4012.90 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 4012.90 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
40.13-40.17	<p>第 40.13 項から第 40.17 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 40.13 項から第 40.17 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第 40.13 項から第 40.17 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

第 8 部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ  
その他これらに類する容器並びに腸の製品（第 41 類から第 43 類まで）

第 41 類 原皮（毛皮を除く。）及び革

41.01-41.03	第 41.01 項から第 41.03 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
41.04	第 41.04 項の産品への他の項の材料からの変更（第 41.01 項の材料からの変更を除く。）
41.05	第 41.05 項の産品への他の項の材料からの変更（第 41.02 項の材料からの変更を除く。）
41.06	第 41.06 項の産品への他の項の材料からの変更（第 41.03 項の材料からの変更を除く。）
41.07	第 41.07 項の産品への他の項の材料からの変更（第 41.01 項又は第 41.04 項の材料からの変更を除く。）
41.12	第 41.12 項の産品への他の項の材料からの変更（第 41.02 項又は第 41.05 項の材料からの変更を除く。）
41.13	第 41.13 項の産品への他の項の材料からの変更（第 41.03 項又は第 41.06 項の材料からの変更を除く。）
41.14	第 41.14 項の産品への他の項の材料からの変更（第 41.01 項又は第 41.03 項の材料からの変更を除く。）
41.15	第 41.15 項の産品への他の項の材料からの変更

第 42 類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する  
容器並びに腸の製品

42.01-42.06	第 42.01 項から第 42.06 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

第 43 類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

43.01	第 43.01 項の産品への他の類の材料からの変更
43.02	第 43.02 項の産品への他の項の材料からの変更（第 43.01 項の材料からの変更を除く。）
43.03	第 43.03 項の産品への他の項の材料からの変更（第 43.02 項の材料からの変更を除く。）
43.04	第 43.04 項の産品への他の類の材料からの変更

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

第 9 部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第 44 類から第 46 類まで）

第 44 類 木材及びその製品並びに木炭

44.01-44.11	第 44.01 項から第 44.11 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
44.12	第 44.12 項の産品への他の項の材料からの変更(第 44.07 項又は第項の材料からの変更を除く。)
44.08	
44.13-44.21	第 44.13 項から第 44.21 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第 45 類 コルク及びその製品

45.01-45.04	第 45.01 項から第 45.04 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

第 46 類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

4601.20-4601.91	第 4601.20 号又は第 4601.91 号の産品への他の類の材料からの変更（第 14 類の材料からの変更を除く。）
4601.99	第 4601.99 号の産品への他の類の材料からの変更
46.02	第 46.02 項の産品への他の項の材料からの変更

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

**第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第 47 類から第 49 類まで）**

**第 47 類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙**

47.01-47.06	第 47.01 項から第 47.06 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
47.07	第 47.07 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第 47.07 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

**第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品**

48.01-48.15	第 48.01 項から第 48.15 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
48.16	第 48.16 項の産品への他の項の材料からの変更(第 48.09 項の材料からの変更を除く。)
48.17-48.23	第 48.17 項から第 48.23 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

**第 49 類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案**

49.01-49.11	第 49.01 項から第 49.11 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

## 第 11 部 紡織用繊維及びその製品（第 50 類から第 63 類まで）

### 第 50 類 絹及び絹織物

50.01	第 50.01 項の産品への他の類の材料からの変更
50.02-50.04	第 50.02 項から第 50.04 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
50.05-50.06	第 50.05 項又は第 50.06 項の産品への第 50.05 項及び第 50.06 項以外の項の材料からの変更
50.07	第 50.07 項の産品への他の項の材料からの変更

### 第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

51.01-51.02	第 51.01 項又は第 51.02 項の産品への他の類の材料からの変更
51.03	第 51.03 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 51.03 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
51.04	第 51.04 項の産品への他の類の材料からの変更
51.05	第 51.05 項の産品への他の項の材料からの変更
51.06-51.10	第 51.06 項から第 51.10 項までの各項の産品への第 51.06 項から第 51.10 項まで以外の項の材料からの変更
51.11-51.13	第 51.11 項から第 51.13 項までの各項の産品への第 51.11 項から第 51.13 項まで以外の項の材料からの変更

### 第 52 類 綿及び綿織物

52.01	第 52.01 項の産品への他の類の材料からの変更
52.02	第 52.02 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 52.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
52.03	第 52.03 項の産品への他の類の材料からの変更
52.04-52.07	第 52.04 項から第 52.07 項までの各項の産品への第 52.04 項から第 52.07 項まで以外の項の材料からの変更
52.08-52.12	第 52.08 項から第 52.12 項までの各項の産品への第 52.08 項から第 52.12 項まで以外の項の材料からの変更

### 第 53 類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙系及びその織物

53.01-53.05	第 53.01 項から第 53.05 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
53.06-53.08	第 53.06 項から第 53.08 項までの各項の産品への第 53.06 項から第 53.08 項まで以外の項の材料からの変更

53.09-53.11	53.08 項まで以外の項の材料からの変更 第 53.09 項から第 53.11 項までの各項の産品への第 53.09 項から第 53.11 項まで以外の項の材料からの変更
-------------	---

第 54 類 人造繊維の長繊維及びその織物

54.01-54.06	第 54.01 項から第 54.06 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
54.07-54.08	第 54.07 項又は第 54.08 項の産品への第 54.07 項及び第 54.08 項以外の項の材料からの変更

第 55 類 人造繊維の短繊維及びその織物

55.01-55.04	第 55.01 項から第 55.04 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
55.05	第 55.05 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 55.05 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
55.06-55.07	第 55.06 項又は第 55.07 項の産品への他の類の材料からの変更
55.08-55.11	第 55.08 項から第 55.11 項までの各項の産品への第 55.08 項から第 55.11 項まで以外の項の材料からの変更
55.12-55.16	第 55.12 項から第 55.16 項までの各項の産品への第 55.12 項から第 55.16 項まで以外の項の材料からの変更

第 56 類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

56.01-56.09	第 56.01 項から第 56.09 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

第 57 類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

57.01-57.05	第 57.01 項から第 57.05 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

第 58 類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

58.01-58.11	第 58.01 項から第 58.11 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

59.01-59.11	第 59.01 項から第 59.11 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物

60.01-60.06	第 60.01 項から第 60.06 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

第 61 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈

この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

61.01-61.17	第 61.01 項から第 61.17 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 53.09 項から第 53.11 項までの各項、第 54.07 項、第 54.08 項、第 55.12 項から第 55.16 項までの各項又は第 60 類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
-------------	--

第 62 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈

この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

62.01-62.17	第 62.01 項から第 62.17 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 53.09 項から第 53.11 項までの各項、第 54.07 項、第 54.08 項、第 55.12 項から第 55.16 項までの各項又は第 60 類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
-------------	--

第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼる

注釈

この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

6301.10-6305.32	<p>第 6301.10 号から第 6305.32 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 53.09 項から第 53.11 項までの各項、第 54.07 項、第 54.08 項、第 55.12 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項、第 58.02 項又は第 60 類の材料からの変更を除く。）</p> <p>ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。</p>
6305.33	<p>第 6305.33 号の産品への他の類の材料からの変更</p>
6305.39-6309.00	<p>第 6305.39 号から第 6309.00 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第 50.07 項、第 51.11 項から第 51.13 項までの各項、第 52.08 項から第 52.12 項までの各項、第 53.09 項から第 53.11 項までの各項、第 54.07 項、第 54.08 項、第 55.12 項から第 55.16 項までの各項、第 58.01 項、第 58.02 項又は第 60 類の材料からの変更を除く。）</p> <p>ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。</p>
63.10	<p>第 63.10 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 63.10 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第64類から第67類まで）

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

64.01-64.05	第64.01項から第64.05項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第64.06項の材料からの変更を除く。）
64.06	第64.06項の産品への他の類の材料からの変更

第65類 帽子及びその部分品

65.01-65.02	第65.01項又は第65.02項の産品への他の類の材料からの変更
65.03-65.07	第65.03項から第65.07項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第66類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

66.01-66.02	第66.01項又は第66.02項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
66.03	第66.03項の産品への他の類の材料からの変更

第67類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

67.01-67.04	第67.01項から第67.04項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

**第13部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第 68 類から第 70 類まで）**

**第 68 類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品**

68.01-68.15	第 68.01 項から第 68.15 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

**第 69 類 陶磁製品**

69.01-69.14	第 69.01 項から第 69.14 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---

**第 70 類 ガラス及びその製品**

70.01	第 70.01 項の産品への他の類の材料からの変更
70.02-70.20	第 70.02 項から第 70.20 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

**第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第 71 類）**

**第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣**

71.01-71.11	第 71.01 項から第 71.11 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 71.12 第 71.12 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 71.12 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
71.13	第 71.13 項の産品への他の項の材料からの変更（第 71.14 項から第 71.18 項までの各項の材料からの変更を除く。）
71.14	第 71.14 項の産品への他の項の材料からの変更（第 71.13 項又は第 71.15 項から第 71.18 項までの各項の材料からの変更を除く。）
71.15	第 71.15 項の産品への他の項の材料からの変更（第 71.13 項、第 71.14 項又は第 71.16 項から第 71.18 項までの各項の材料からの変更を除く。）
71.16	第 71.16 項の産品への他の項の材料からの変更（第 71.13 項から第 71.18 項までの各項、第 7101.22 号、第 7102.39 号、第 7103.91 号、第 7103.99 号又は第 7104.90 号の材料からの変更を除く。）
71.17	第 71.17 項の産品への他の項の材料からの変更（第 71.13 項から第 71.16 項までの各項の材料からの変更を除く。）
71.18	第 71.18 項の産品への他の項の材料からの変更

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

第 15 部 卑金属及びその製品（第 72 類から第 83 類まで）

第 72 類 鉄鋼

72.01	第 72.01 項の産品への他の類の材料からの変更
72.02	第 72.02 項の産品への他の項の材料からの変更
72.03	第 72.03 項の産品への他の類の材料からの変更
72.04	第 72.04 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第 72.04 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
7205.10	第 7205.10 号の産品への他の項の材料からの変更
7205.21-7211.19	第 7205.21 号から第 7211.19 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
7211.23-7211.90	第 7211.23 号から第 7211.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
7212.10-7218.10	第 7212.10 号から第 7218.10 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
7218.91-7218.99	第 7218.91 号又は第 7218.99 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
7219.11-7219.24	第 7219.11 号から第 7219.24 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
7219.31-7219.90	第 7219.31 号から第 7219.90 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
7220.11-7220.12	第 7220.11 号又は第 7220.12 号の産品への他の項の材料からの変更
7220.20-7220.90	第 7220.20 号又は第 7220.90 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
7221.00-7222.19	第 7221.00 号から第 7222.19 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
7222.20	第 7222.20 号の産品への他の号の材料からの変更
7222.30-7224.10	第 7222.30 号から第 7224.10 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
7224.90	第 7224.90 号の産品への他の号の材料からの変更
7225.11-7225.40	第 7225.11 号から第 7225.40 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
7225.50-7225.99	第 7225.50 号から第 7225.99 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
7226.11-7226.91	第 7226.11 号から第 7226.91 号までの各号の産品への他の項の材料か

7226.92-7226.99	らの変更 第 7226.92 号から第 7226.99 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
7227.10-7228.30	第 7227.10 号から第 7228.30 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
7228.40-7228.60	第 7228.40 号から第 7228.60 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
7228.70-7229.90	第 7228.70 号から第 7229.90 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

### 第 73 類 鉄鋼製品

73.01-73.07	第 73.01 項から第 73.07 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
73.08	第 73.08 項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 73.08 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
73.09-73.20	第 73.09 項から第 73.20 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
7321.11-7321.83	第 7321.11 号から第 7321.83 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 7321.11 号から第 7321.83 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
7321.90	第 7321.90 号の産品への他の項の材料からの変更
7322.11-7323.10	第 7322.11 号から第 7323.10 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
7323.91-7323.99	第 7323.91 号から第 7323.99 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
7324.10-7324.29	第 7324.10 号から第 7324.29 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 7324.10 号から第 7324.29 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
7324.90	第 7324.90 号の産品への他の類の材料からの変更
7325.10	第 7325.10 号の産品への他の項の材料からの変更

7325.91	第 7325.91 号の産品への他の類の材料からの変更
7325.99-7326.90	第 7325.99 号から第 7326.90 号までの各号の産品への第 7325.99 号から第 7326.90 号までの各号が属する項以外の項の材料からの変更

#### 第 74 類 銅及びその製品

7401.10-7401.20	第 7401.10 号又は第 7401.20 号の産品への他の類の材料からの変更
74.02-74.03	第 74.02 項又は第 74.03 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
74.04	第 74.04 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第 74.04 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
74.05-74.07	第 745 項から第 74.07 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
74.08	第 74.08 項の産品への他の項の材料からの変更(第 74.07 項の材料からの変更を除く。)
74.09	第 74.09 項の産品への他の項の材料からの変更
74.10	第 74.10 項の産品への他の項の材料からの変更(第 74.09 項の材料からの変更を除く。)
74.11-74.19	第 74.11 項から第 74.19 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

#### 第 75 類 ニッケル及びその製品

7501.10	第 7501.10 号の産品への他の類の材料からの変更
7501.20	第 7501.20 号の産品への他の項の材料からの変更
7502.10	第 7502.10 号の産品への他の類の材料からの変更
7502.20	第 7502.20 号の産品への他の号の材料からの変更
75.03	第 75.03 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第 75.03 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
7504.00-7505.12	第 7504.00 号から第 7505.12 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
7505.21-7505.22	第 7505.21 号又は第 7505.22 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
75.06-75.08	第 75.06 項から第 75.08 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第 76 類 アルミニウム及びその製品

7601.10	第 7601.10 号の産品への他の類の材料からの変更
7601.20	第 7601.20 号の産品への他の号の材料からの変更
76.02	第 76.02 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 76.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
76.03-76.16	第 76.03 項から第 76.16 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第 78 類 鉛及びその製品

7801.10	第 7801.10 号の産品への他の号の材料からの変更
7801.91-7801.99	第 7801.91 号又は第 7801.99 号の産品への他の類の材料からの変更
78.02	第 78.02 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 78.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
78.03-78.06	第 78.03 項から第 78.06 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第 79 類 亜鉛及びその製品

7901.11	第 7901.11 号の産品への他の号の材料からの変更
7901.12	第 7901.12 号の産品への他の類の材料からの変更
7901.20	第 7901.20 号の産品への他の号の材料からの変更
79.02	第 79.02 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 79.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
79.03-79.07	第 79.03 項から第 79.07 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第 80 類 すす及びその製品

8001.10	第 8001.10 号の産品への他の類の材料からの変更
8001.20	第 8001.20 号の産品への他の号の材料からの変更
80.02	第 80.02 項の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 80.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
80.03-80.07	第 80.03 項から第 80.07 項までの各項の産品への当該各項以外の

	項の材料からの変更
--	-----------

第 81 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

8101.10	第 8101.10 号の製品への他の号の材料からの変更
8101.94	第 8101.94 号の製品への他の類の材料からの変更
8101.95-8101.96	第 8101.95 号又は第 8101.96 号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更
8101.97	第 8101.97 号の製品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第 8101.97 号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
8101.99-8102.10	第 8101.99 号又は第 8102.10 号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更
8102.94	第 8102.94 号の製品への他の類の材料からの変更
8102.95-8102.96	第 8102.95 号又は第 8102.96 号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更
8102.97	第 8102.97 号の製品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第 8102.97 号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
8102.99	第 8102.99 号の製品への他の号の材料からの変更
8103.20	第 8103.20 号の製品への他の類の材料からの変更
8103.30	第 8103.30 号の製品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第 8103.30 号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
8103.90	第 8103.90 号の製品への他の号の材料からの変更
8104.11-8104.19	第 8104.11 号又は第 8104.19 号の製品への他の類の材料からの変更
	8104.20 第 8104.20 号の製品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第 8104.20 号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
8104.30-8104.90	第 8104.30 号又は第 8104.90 号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更
8105.20	第 8105.20 号の製品への他の類の材料からの変更
8105.30	第 8105.30 号の製品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること(第 8105.30 号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
8105.90	第 8105.90 号の製品への他の号の材料からの変更
81.06	第 81.06 項の製品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が

	45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 81.06 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8107.20	第 8107.20 号の産品への他の類の材料からの変更
8107.30	第 8107.30 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 8107.30 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8107.90	第 8107.90 号の産品への他の号の材料からの変更
8108.20	第 8108.20 号の産品への他の類の材料からの変更
8108.30	第 8108.30 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 8108.30 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8108.90	第 8108.90 号の産品への他の号の材料からの変更
8109.20	第 8109.20 号の産品への他の類の材料からの変更
8109.30	第 8109.30 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 8109.30 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8109.90	第 8109.90 号の産品への他の号の材料からの変更
8110.10	第 8110.10 号の産品への他の類の材料からの変更
8110.20	第 8110.20 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 8110.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8110.90	第 8110.90 号の産品への他の号の材料からの変更
81.11	第 81.11 項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 81.11 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8112.12	第 8112.12 号の産品への他の類の材料からの変更
8112.13	第 8112.13 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 8112.13 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8112.19	第 8112.19 号の産品への他の号の材料からの変更
8112.21	第 8112.21 号の産品への他の類の材料からの変更
8112.22	第 8112.22 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 8112.22 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

8112.29	第 8112.29 号の産品への他の号の材料からの変更第 8112.30 号若しくは第 8112.40 号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 8112.30 号又は第 8112.40 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8112.30-8112.40	
8112.51	第 8112.51 号の産品への他の類の材料からの変更 8112.52 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第 8112.52 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8112.52	
8112.59	第 8112.59 号の産品への他の号の材料からの変更
8112.92	第 8112.92 号の産品への他の類の材料からの変更
8112.99	第 8112.99 号の産品への他の号の材料からの変更
81.13	第 81.13 項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 81.13 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

8201.10-8205.80	第 8201.10 号から第 8205.80 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
8205.90-8207.13	第 8205.90 号から第 8207.13 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が45パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは30パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 8205.90号から第 8207.13 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8207.19-8214.10	第 8207.19 号から第 8214.10 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
8214.20	第 8214.20 号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が45パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは30パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 8214.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8214.90	第 8214.90 号の産品への他の類の材料からの変更
8215.10-8215.20	第 8215.10 号若しくは第 8215.20 号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 8215.10 号又は第 8215.20 号の産品への関税

8215.91-8215.99	分類の変更を必要としない。) 第 8215.91 号又は第 8215.99 号の産品への他の類の材料からの変更
-----------------	--

第 83 類 各種の卑金属製品

8301.10-8301.50	第 8301.10 号から第 8301.50 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8301.10 号から第 8301.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8301.60	第 8301.60 号の産品への他の項の材料からの変更
8301.70	第 8301.70 号の産品への他の類の材料からの変更
83.02-83.04	第 83.02 項から第 83.04 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
8305.10-8305.20	第 8305.10 号若しくは第 8305.20 号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8305.10 号又は第 8305.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8305.90-8307.90	第 8305.90 号から第 8307.90 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
8308.10-8308.20	第 8308.10 号若しくは第 8308.20 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8308.10 号又は第 8308.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8308.90-8310.00	第 8308.90 号から第 8310.00 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
8311.10-8311.30	第 8311.10 号から第 8311.30 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8311.10 号から第 8311.30 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
8311.90	第 8311.90 号の産品への他の項の材料からの変更

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第84類及び第85類）

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

8401.10-8401.30	第8401.10号から第8401.30号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8401.40	第8401.40号の産品への他の項の材料からの変更
8402.11-8402.20	第8402.11号から第8402.20号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が45パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは30パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第8402.11号から第8402.20号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8402.90	第8402.90号の産品への他の項の材料からの変更
8403.10	第8403.10号の産品への他の号の材料からの変更
8403.90	第8403.90号の産品への他の項の材料からの変更
8404.10	第8404.10号の産品への他の号の材料からの変更
8404.20	第8404.20号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が45パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは30パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第8404.20号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8404.90	第8404.90号の産品への他の項の材料からの変更
845.10	第845.10号の産品への他の号の材料からの変更
845.90	第845.90号の産品への他の項の材料からの変更
8406.10	第8406.10号の産品への他の号の材料からの変更
8406.81-8406.82	第8406.81号又は第8406.82号の産品への第8406.81号及び第8406.82号以外の号の材料からの変更
8406.90-8408.90	第8406.90号から第8408.90号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
84.09	第84.09項の産品への他の項の材料からの変更
8410.11-8410.13	第8410.11号から第8410.13号までの各号の産品への第8410.11号から第8410.13号まで以外の号の材料からの変更
8410.90	第8410.90号の産品への他の項の材料からの変更
8411.11-8411.82	第8411.11号から第8411.82号までの各号の産品への第8411.11号から第8411.82号まで以外の号の材料からの変更
8411.91-8411.99	第8411.91号又は第8411.99号の産品への他の項の材料からの変更
8412.10-8412.80	第8412.10号から第8412.80号までの各号の産品への当該各号以外の

	号の材料からの変更
8412.90	第 8412.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8413.11-8413.82	第 8413.11 号から第 8413.82 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8413.91-8413.92	第 8413.91 号又は第 8413.92 号の産品への他の項の材料からの変更
8414.10-8414.80	第 8414.10 号から第 8414.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8414.90	第 8414.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8415.10-8415.83	第 8415.10 号から第 8415.83 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8415.10 号から第 8415.83 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8415.90	第 8415.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8416.10-8416.30	第 8416.10 号から第 8416.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8416.90	第 8416.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8417.10-8417.80	第 8417.10 号から第 8417.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8417.90	第 8417.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8418.10-8418.69	第 8418.10 号から第 8418.69 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8418.10 号から第 8418.69 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8418.91-8418.99	第 8418.91 号又は第 8418.99 号の産品への他の項の材料からの変更
8419.11-8419.89	第 8419.11 号から第 8419.89 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8419.11 号から第 8419.89 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8419.90	第 8419.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8420.10	第 8420.10 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8420.10 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

8420.91-8420.99	第 8420.91 号又は第 8420.99 号の産品への他の項の材料からの変更
8421.11-8421.39	第 8421.11 号から第 8421.39 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8421.11 号から第 8421.39 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8421.91-8421.99	第 8421.91 号又は第 8421.99 号の産品への他の項の材料からの変更
8422.11-8422.40	第 8422.11 号から第 8422.40 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8422.90	第 8422.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8423.10-8423.89	第 8423.10 号から第 8423.89 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8423.90	第 8423.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8424.10-8424.89	第 8424.10 号から第 8424.89 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8424.90-8430.69	第 8424.90 号から第 8430.69 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
84.31	第 84.31 項の産品への他の項の材料からの変更
8432.10-8432.80	第 8432.10 号から第 8432.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8432.90	第 8432.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8433.11-8433.60	第 8433.11 号から第 8433.60 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8433.90	第 8433.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8434.10-8434.20	第 8434.10 号又は第 8434.20 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8434.90	第 8434.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8435.10	第 8435.10 号の産品への他の号の材料からの変更
8435.90	第 8435.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8436.10-8436.80	第 8436.10 号から第 8436.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8436.91-8436.99	第 8436.91 号又は第 8436.99 号の産品への他の項の材料からの変更
	8437.108437.80 第 8437.10 号又は第 8437.80 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8437.90	第 8437.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8438.10-8438.80	第 8438.10 号から第 8438.80 号までの各号の産品への当該各号以外の

	号の材料からの変更
8438.90	第 8438.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8439.10-8439.30	第 8439.10 号から第 8439.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8439.91-8439.99	第 8439.91 号又は第 8439.99 号の産品への他の項の材料からの変更
8440.10	第 8440.10 号の産品への他の号の材料からの変更
8440.90	第 8440.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8441.10-8441.80	第 8441.10 号から第 8441.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8441.90	第 8441.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8442.10-8442.30	第 8442.10 号から第 8442.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8442.40-8442.50	第 8442.40 号又は第 8442.50 号の産品への他の項の材料からの変更
8443.11-8443.60	第 8443.11 号から第 8443.60 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8443.11 号から第 8443.60 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8443.90-8444.00	第 8443.90 号又は第 8444.00 号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
84.45-84.47	第 84.45 項から第 84.47 項までの各項の産品への第 84.45 項から第 84.47 項まで以外の項の材料からの変更
8448.11-8448.19	第 8448.11 号又は第 8448.19 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8448.20-8449.00	第 8448.20 号から第 8449.00 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
8450.11-8450.20	第 8450.11 号から第 8450.20 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8450.11 号から第 8450.20 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8450.90	第 8450.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8451.10-8451.80	第 8451.10 号から第 8451.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8451.10 号から第 8451.80 号までの各号の産品への関税分類

	の変更を必要としない。)
8451.90	第 8451.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8452.10-8452.29	第 8452.10 号から第 8452.29 号までの各号の産品への第 8452.10 号から第 8452.29 号まで以外の号の材料からの変更
8452.30-8452.90	第 8452.30 号から第 8452.90 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
8453.10-8453.80	第 8453.10 号から第 8453.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8453.90	第 8453.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8454.10-8454.30	第 8454.10 号から第 8454.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8454.90	第 8454.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8455.10-8455.22	第 8455.10 号から第 8455.22 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8455.30-8455.90	第 8455.30 号又は第 8455.90 号の産品への他の項の材料からの変更
84.56-84.65	第 84.56 項から第 84.65 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 (第 84.66 項の材料からの変更を除く。) 又は、原産資格割合が 45 パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは 30 パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合) であること (第 84.56 項から第 84.65 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
84.66	第 84.66 項の産品への他の項の材料からの変更
8467.11-8467.89	第 8467.11 号から第 8467.89 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8467.91-8467.99	第 8467.91 号から第 8467.99 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
8468.10-8468.80	第 8468.10 号から第 8468.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8468.90-8473.29	第 8468.90 号から第 8473.29 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
8473.30	第 8473.30 号の産品への他の項の材料からの変更 (第 85.42 項の材料からの変更を除く。)
8473.40-8473.50	第 8473.40 号又は第 8473.50 号の産品への他の項の材料からの変更
8474.10-8474.80	第 8474.10 号から第 8474.80 号までの各号の産品への第 8474.10 号から第 8474.80 号まで以外の号の材料からの変更
8474.90	第 8474.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8475.10	第 8475.10 号の産品への他の号の材料からの変更

8475.21-8475.29	第 8475.21 号又は第 8475.29 号の産品への第 8475.21 号及び第 8475.29 号以外の号の材料からの変更
8475.90	第 8475.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8476.21-8476.89	第 8476.21 号から第 8476.89 号までの各号の産品への第 8476.21 号から第 8476.89 号まで以外の号の材料からの変更
8476.90	第 8476.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8477.10-8477.80	第 8477.10 号から第 8477.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8477.90	第 8477.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8478.10	第 8478.10 号の産品への他の号の材料からの変更
8478.90	第 8478.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8479.10-8479.89	第 8479.10 号から第 8479.89 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8479.90-8480.79	第 8479.90 号から第 8480.79 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
8481.10-8481.80	第 8481.10 号から第 8481.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8481.10 号から第 8481.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8481.90	第 8481.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8482.10-8482.80	第 8482.10 号から第 8482.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8482.10 号から第 8482.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8482.91-8482.99	第 8482.91 号又は第 8482.99 号の産品への他の項の材料からの変更
8483.10-8483.60	第 8483.10 号から第 8483.60 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8483.10 号から第 8483.60 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8483.90-8485.90	第 8483.90 号から第 8485.90 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

85.01-85.02	第 85.01 項若しくは第 85.02 項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第 85.03 項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 85.01 項又は第 85.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
85.03	第 85.03 項の産品への他の項の材料からの変更
8504.10-8504.50	第 8504.10 号から第 8504.50 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8504.10 号から第 8504.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8504.90	第 8504.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8505.11-8505.30	第 8505.11 号から第 8505.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8505.90	第 8505.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8506.10-8506.40	第 8506.10 号から第 8506.40 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8506.50-8506.80	第 8506.50 号から第 8506.80 号までの各号の産品への第 8506.50 号から第 8506.80 号まで以外の号の材料からの変更
8506.90	第 8506.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8507.10-8507.80	第 8507.10 号から第 8507.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8507.90	第 8507.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8509.10-8509.80	第 8509.10 号から第 8509.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8509.10 号から第 8509.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8509.90	第 8509.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8510.10-8510.30	第 8510.10 号から第 8510.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8510.90	第 8510.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8511.10-8511.80	第 8511.10 号から第 8511.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

8511.90	第 8511.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8512.10-8512.40	第 8512.10 号から第 8512.40 号までの各号の産品への第 8512.10 号から第 8512.40 号まで以外の号の材料からの変更
8512.90	第 8512.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8513.10	第 8513.10 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8513.10 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8513.90	第 8513.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8514.10-8514.40	第 8514.10 号から第 8514.40 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8514.90	第 8514.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8515.11-8515.80	第 8515.11 号から第 8515.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8515.11 号から第 8515.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8515.90	第 8515.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8516.10-8516.80	第 8516.10 号から第 8516.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8516.10 号から第 8516.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8516.90	第 8516.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8517.11-8517.80	第 8517.11 号から第 8517.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8517.90	第 8517.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8518.10-8518.50	第 8518.10 号から第 8518.50 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8518.10 号から第 8518.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8518.90	第 8518.90 号の産品への他の項の材料からの変更
85.19-85.22	第 85.19 項から第 85.22 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
8523.11-8523.30	第 8523.11 号から第 8523.30 号までの各号の産品への他の項の材料か

8523.90	らの変更 第 8523.90 号の産品への他の項の材料からの変更（第 85.42 項の材料からの変更を除く。）
85.24	第 85.24 項の産品への他の項の材料からの変更
85.25-85.28	第 85.25 項から第 85.28 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 85.25 項から第 85.28 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
85.29	第 85.29 項の産品への他の項の材料からの変更
8530.10-8530.80	第 8530.10 号又は第 8530.80 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8530.90	第 8530.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8531.10-8531.80	第 8531.10 号から第 8531.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8531.90	第 8531.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8532.10-8532.30	第 8532.10 号から第 8532.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8532.90	第 8532.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8533.10-8533.40	第 8533.10 号から第 8533.40 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8533.90-8534.00	第 8533.90 号又は第 8534.00 号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
85.35-85.37	第 85.35 項から第 85.37 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 85.35 項から第 85.37 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
85.38	第 85.38 項の産品への他の項の材料からの変更
8539.10-8539.21	第 8539.10 号又は第 8539.21 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8539.22-8539.49	第 8539.22 号から第 8539.49 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8539.22 号から第 8539.49 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

8539.90	第 8539.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8540.11-8540.89	第 8540.11 号から第 8540.89 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8540.91-8540.99	第 8540.91 号又は第 8540.99 号の産品への他の項の材料からの変更
8541.10-8541.60	第 8541.10 号から第 8541.60 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8541.90-8542.10	第 8541.90 号又は第 8542.10 号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
8542.21-8542.70	第 8542.21 号から第 8542.70 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8542.90	第 8542.90 号の産品への他の項の材料からの変更
8543.11-8543.40	第 8543.11 号から第 8543.40 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
8543.81-8543.89	第 8543.81 号若しくは第 8543.89 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 8543.81 号又は第 8543.89 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8543.90-8547.90	第 8543.90 号から第 8547.90 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
8548.10	第 8548.10 号の産品が第 209 条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第 8548.10 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
8548.90	第 8548.90 号の産品への他の項の材料からの変更

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第 86 類から第 89 類まで）

第 86 類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

86.01-86.09	第 86.01 項から第 86.09 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

87.01	第 87.01 項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 87.01 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
87.02-87.04	原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 87.02 項から第 87.04 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
87.05-87.16	第 87.05 項から第 87.16 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 87.05 項から第 87.16 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

第 88 類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

88.01-88.05	第 88.01 項から第 88.05 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

第 89 類 船舶及び浮き構造物

89.01-89.08	第 89.01 項から第 89.08 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 89.01 項から第 89.08 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
-------------	---

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

**第 18 部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第 90 類から第 92 類まで）**

**第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品**

9001.10	第 9001.10 号の産品への他の類の材料からの変更
9001.20-9002.90	第 9001.20 号から第 9002.90 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
9003.11-9003.19	第 9003.11 号若しくは第 9003.19 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9003.11 号又は第 9003.19 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
9003.90-9004.90	第 9003.90 号から第 9004.90 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
9005.10-9005.80	第 9005.10 号又は第 9005.80 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9005.90	第 9005.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9006.10-9006.69	第 9006.10 号から第 9006.69 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9006.91-9006.99	第 9006.91 号又は第 9006.99 号の産品への他の項の材料からの変更
9007.11-9007.20	第 9007.11 号から第 9007.20 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9007.91-9007.92	第 9007.91 号又は第 9007.92 号の産品への他の項の材料からの変更
9008.10-9008.40	第 9008.10 号から第 9008.40 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9008.90	第 9008.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9009.11-9009.30	第 9009.11 号から第 9009.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9009.91-9009.99	第 9009.91 号から第 9009.99 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
9010.10-9010.60	第 9010.10 号から第 9010.60 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9010.90	第 9010.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9011.10-9011.80	第 9011.10 号から第 9011.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

9011.90	第 9011.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9012.10	第 9012.10 号の産品への他の号の材料からの変更
9012.90	第 9012.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9013.10-9013.80	第 9013.10 号から第 9013.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9013.90	第 9013.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9014.10-9014.80	第 9014.10 号から第 9014.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9014.90	第 9014.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9015.10-9015.80	第 9015.10 号から第 9015.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9015.90-9016.00	第 9015.90 号又は第 9016.00 号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
9017.10-9017.80	第 9017.10 号から第 9017.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9017.90	第 9017.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9018.11-9018.12	第 9018.11 号若しくは第 9018.12 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9018.11 号又は第 9018.12 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
9018.13-9018.14	第 9018.13 号又は第 9018.14 号の産品への他の項の材料からの変更 9018.19 第 9018.19 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9018.19 号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
9018.20-9018.50	第 9018.20 号から第 9018.50 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 9018.90 第 9018.90 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9018.90 号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 90.1990.21 第 90.19 項から第 90.21 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
9022.12-9022.30	第 9022.12 号から第 9022.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9022.90-9023.00	第 9022.90 号又は第 9023.00 号の産品への当該各号が属する項以外の

	項の材料からの変更
9024.10-9024.80	第 9024.10 号又は第 9024.80 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9024.90	第 9024.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9025.11-9025.80	第 9025.11 号から第 9025.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9025.90	第 9025.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9026.10-9026.80	第 9026.10 号から第 9026.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9026.90	第 9026.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9027.10-9027.80	第 9027.10 号から第 9027.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9027.90	第 9027.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9028.10-9028.30	第 9028.10 号から第 9028.30 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9028.90	第 9028.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9029.10-9029.20	第 9029.10 号又は第 9029.20 号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9029.90	第 9029.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9030.10-9030.89	第 9030.10 号から第 9030.89 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9030.90	第 9030.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9031.10-9031.80	第 9031.10 号から第 9031.80 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9031.90	第 9031.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9032.10-9032.89	第 9032.10 号から第 9032.89 号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
9032.90-9033.00	第 9032.90 号又は第 9033.00 号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第 91 類 時計及びその部分品

9101.11-9111.80	第 9101.11 号から第 9111.80 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9101.11 号から第 9111.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
-----------------	--

9111.90	第 9111.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9112.20	第 9112.20 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 9112.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
9112.90	第 9112.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9113.10-9113.20	第 9113.10 号若しくは第 9113.20 号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 9113.10 号又は第 9113.20 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
9113.90	第 9113.90 号の産品への他の類の材料からの変更
91.14	第 91.14 項の産品への他の項の材料からの変更

第 92 類 楽器並びにその部分品及び附属品

92.01-92.09	第 92.01 項から第 92.09 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

**第 19 部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第 93 類）**

第 93 類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

93.01-93.05	第 93.01 項から第 93.05 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
93.06-93.07	第 93.06 項若しくは第 93.07 項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 93.06 項又は第 93.07 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

第 20 部 雑品（第 94 類から第 96 類まで）

第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

9401.10-9401.80	第 9401.10 号から第 9401.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9401.10 号から第 9401.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
9401.90	第 9401.90 号の産品への他の類の材料からの変更 94.02 第 94.02 項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 94.02 項の産品への関税分類の変更を必要としない。）
9403.10-9403.80	第 9403.10 号から第 9403.80 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9403.10 号から第 9403.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
9403.90	第 9403.90 号の産品への他の項の材料からの変更
9404.10-9404.30	第 9404.10 号から第 9404.30 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
9404.90	第 9404.90 号の産品（布団製品）への他の類の材料からの変更 第 9404.90 号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更
945.10-945.60	第 945.10 号から第 945.60 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 945.10 号から第 9405.60 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
945.91-945.99	第 945.91 号から第 945.99 号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
94.06	第 94.06 項の産品への他の類の材料からの変更

第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

95.01	第 95.01 項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 95.01 項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
9502.10	第 9502.10 号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 9502.10 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
9502.91-9502.99	第 9502.91 号又は第 9502.99 号の産品への他の項の材料からの変更
95.03-95.08	第 95.03 項から第 95.08 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 95.03 項から第 95.08 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第 96 類 雑品

9601.10-9606.10	第 9601.10 号から第 9606.10 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
9606.21-9606.29	第 9606.21 号から第 9606.29 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 9606.21 号から第 9606.29 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
9606.30	第 9606.30 号の産品への他の類の材料からの変更
9607.11-9607.19	第 9607.11 号若しくは第 9607.19 号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 9607.11 号又は第 9607.19 号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
9607.20	第 9607.20 号の産品への他の項の材料からの変更
9608.10-9608.50	第 9608.10 号から第 9608.50 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは 30 パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第 9608.10 号から第 9608.50 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
9608.60-9608.99	第 9608.60 号から第 9608.99 号までの各号の産品への他の項の材料か

96.09-96.12	<p>らの変更</p> <p>第 96.09 項から第 96.12 項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
9613.10-9613.80	<p>第 9613.10 号から第 9613.80 号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が 45 パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは 30 パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第 9613.10 号から第 9613.80 号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
9613.90-9618.00	<p>第 9613.90 号から第 9618.00 号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更</p>

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

第 21 部 美術品、収集品及びこっとう（第 97 類）

第 97 類 美術品、収集品及びこっとう

97.01-97.06	第 97.01 項から第 97.06 項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
-------------	---

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書二」

### 第 30 条 原産資格割合

1 前条 1 (c) の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

(a) 非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）

$$QVC = \frac{TV / VNM}{TV} \times 100$$

(b) 原産材料の価額に基づく計算式（積上げ方式）

$$QVC = \frac{VOM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「TV」とは、2 に規定する場合を除くほか、産品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。

「VNM」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

「VOM」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

2 産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第 1 条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第 2 条から第 7 条までの規定に従って決定する。

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

## 第 31 条 材料の価額

1 材料の価額は、

(a) 当該材料の取引価額とする。

(b) 当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第 1 条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第 2 条から第 7 条までの規定に従って決定する。

2 1 に規定する材料の価額には、

(a) 製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

(b) 製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。

3 生産者が所在する締約国において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

### 第 32 条 僅少の非原産材料

製品の生産に使用する非原産材料であって、関連する関税分類の変更が行われないものが全体として附属書二に定める価額、重量又は容積による特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該製品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」